

奈良県土地利用基本計画を令和三年三月一日に変更するので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表します。

なお、変更した土地利用基本計画図は、省略し、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室、川西町役場及び奈良市役所に備え置いて一般の閲覧に供します。

令和三年二月十九日

奈良県知事 荒井正吾

変更した土地利用基本計画の要旨

川西町の一部の農業地域の縮小及び奈良市の一部の森林地域の縮小